



〈研究〉米國絹業協會の横濱取引所論に就て

井坂, 孝

(Citation)

経済學商業學國民經濟雜誌, 34(6):943-965

(Issue Date)

1923-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053562>



米國絹業協會の横濱取引所論に就て

井 坂 孝

緒 言

米國絹業協會は從來も屢々横濱取引所を攻撃し生絲相場不安定は主として横濱取引所に於ける投機的取引に起因し同所が何等實物相場に基礎を有せざる人爲的且つ背理的相場の騰落を演ずる爲に外ならざるを以て、横濱取引所にして速に根本的の改善を爲して此弊害を除去するに非ざれば寧ろ同取引所を閉鎖するに若かずと迄極論したのであるが、今回來朝の同協會々頭ジェームス、エー、ゴールドスミス氏も横濱着と同時に同様の意見を發表した、同氏は曰く

横濱取引所の現在の取引制度は徒らに投機的傾向を有するのみにて其結果理由なき暴騰暴落を演出するに至り、之れが爲に甚大の脅威を感じるものは獨り米國の工業者のみではなく貴國も同様であるとの觀念は紐育に於て漸次濃厚となりつゝあつた、斯る意見を有するものは我製造業者のみではなくして紐育に於ける一流の生絲輸入業者も同感である、従て横濱取引所の改善が出来なければ米國絹業者の多數は其閉鎖を希望するのである。

横濱に於ける生絲市場が其組織の適當にして其管理の良好なる取引所を有するならば蓋し有益なる貢獻を爲し得る機會は充分にあると信するのである乃ち取引所は

(一) 直接絹業に従事する會員に限りて取引を許し

(二) 其取引は實際賣買に基礎を有し

(三) 毎日決算を行ひ

(四) 契約の實行を強制し

(五) 取引單位を引上げ證據金丈けにても責任ある取引者にあらざれば支出せざる位の程度に爲すこと

等は其組織改善の要項である、而して此の取引所を成功せしむる爲には有效なる格付制度と品質の保證及定義を明にし賣買及引渡前品物の等級別を決定し得るが如き様にせねばならぬ

日本に於ける製絲業者の多數は需用供給に基因せざる生絲の暴騰暴落が如何に吾人を苦むるかを了解せぬらしい、今日の相場よりすれば米國に於ける原料の價格は製品原價の約六割五分に當るから生絲の價格の騰落は製品の約六割五分に對する騰落に影響するのである、實に小賣商は之に依りて其仕入を加減せねばならぬ

今や商品價格は世界を通じて一般に低落しつつある、生絲も之より新季節に入らんとして居るのであるから相場の引下を計斷するが至當ではないか、製絲業者間屋銀行輸出者も之を考慮せられんことを希望するのである、目下の生絲の相場は他の商品に比して高過ぎるから需用を減せしめざる爲には他の商品並に値段を下ぐることも必要である、次季の相場が今季に比して下らざれば次年度の困難は一層甚だしきに至るなきを保せない

以上はゴールドスミス氏の意見の梗概である、同氏が生絲相場の不安定の爲に米國の絹業者が多大の脅威を感じると云はれることは誠に同感である、同氏の云はれる通り又別の意味に於て日本の當業者も之が爲に少なからぬ脅威を感じて居るのである、之を改善する爲には日本に於て各方面の協力により甚大の努力を爲さねばならぬことは勿論であるが其目的を達することは容易でない、生絲相場の騰落に影響するものは單純なる需要供給の關係許りではない、第一繭作の豊凶第二繭の賣買組織第三製絲業の能力と産繭出來高との不均衡第四金融第五生絲の産業組織第六生絲取引の制度

第七代替性を缺如する生絲の性質第八引渡により責任を限界せざる賣込制度第九國際間の競争等其他數へ來れば殆んど枚舉に遑わらざる幾多の原因は一として生絲相場不安定を誘致せざるものはないのである、是等の諸原因は何れも明白であつて茲に改めて論議する必要はないが、兎に角生絲なる商品は殆んど絶対に相場の安定を期し難き性質を備へて居る商品である、尤も我輩は果して大量取引のある他の商品で相場の安定せるものありやを疑ふのである、但し生絲は特に不安定の性質を備へて居るのである。

米國絹業協會の提議は生絲相場不安定を醸成するものは横濱取引所の投機的取引であると云ふ前提より出て居る様であるが生絲相場の騰落は斯る簡單なる原因に原くものでないことは敢て論議の必要は無い、取引所に現はるゝ相場が不安定なりとせば夫れは生絲に固有する相場不安定の結果が取引所の取引に反映する爲に外ならぬ、生絲自體の相場が安定せるに拘はらず取引所のマニープリングによりて平地に波瀾を起し得ると想像するものがあらば此より大なる間違ひはないのである。

斯る判り切つたる論議を長々しくするは無駄であるから我輩は簡單に一の實例を舉げて之を説明しよう、若し米國絹業協會の主張する如く横濱に於ける生絲の相場が屢々人爲的によりて騰落を演ずるならば此の如くして現はれたる生絲の相場は世界的に見て自然の經濟的趨勢に支配されて居る他の商品と多くの場合に於て相場高低の趨勢を異にすべきが當然ではないか、然るに同協會の發行に係る雜誌シルクウオームの昨年八月號を見るに千九百二十二年の半に至る迄の過去十ヶ年間の棉

花羊毛及生絲相場の高低を現はしたるダイアグラムを載せて居る、之に依て見れば横濱に於ける生絲相場の騰落は棉花羊毛の騰落と全然同趨勢を辿つて居る乃ち殆んど平行線を畫て居ると云つても差支ないのである、乃ち棉花羊毛が一般世界の景氣に準據して騰落するならば生絲も同一法則に従て騰落を爲して居るのである、米國絹業協會の論法に従へば横濱生絲相場の騰落は多く人爲的であるから綿絲や羊毛の下つた時に生絲の相場が上つたり亦是反對に是等が上つた時に生絲が下つたりすべき筈であるが實際斯る實蹟が無いのは如何なる理由であるか、乃ち横濱の生絲の相場も矢張り世界的經濟の趨勢に支配さるゝからである、勿論商品自體に固有する需給の關係が各自の間に異なる場合があるから各者の高低率が常に均一で無いことは勿論であるが生絲の相場が人爲的に因りて他商品と異なる道筋を歩いて居るものでないことだけは極めて明瞭である。

我輩は絹業協會が横濱取引所に就て論議するならばニューヨーク棉花取引所と棉花の相場との關係を生絲と比較研究して欲いのである、棉花は生産の過程の頗る簡單なると其市場の大なる爲め商品としての性質上生絲に比し其相場の安定性は遙に大なるものであるが然かも其騰落は生絲に比して決して劣らざるのみならず却て一層急激である、之が爲に米綿を需用する我紡績業者は脅威を受ける事一通でない、丁度ゴールドスミス氏が生絲に就て述べたと同じ事を我紡績業者は云ひたいのであらうと思はれる、然し我紡績業者は棉花の相場に不安定性がある事を善く了解し其不安定より生ずる脅威を免がるゝ爲にニューヨークの棉花取引所を利用して居るのである、彼等は其對策としてニューヨーク棉花取引所の閉鎖を主張する程無理解ではない、若し米國に於て棉花取引所を閉鎖

したなら棉花相場の最低は更に猛烈になる事は疑ひない、之と同様に我國に於て生絲取引所を閉鎖したら生絲の騰落は更に一層急激なる事は明白の事實である、只ニューヨーク棉花取引所には世界棉花の需給關係が比較的よく集中されて居るのと棉花の市場が生絲に比して遙に廣大なるが爲取引所として一層有効の作用を現はして居るが、横濱取引所には眞の需用者が未だ廣く之を利用せざる爲め生絲の需給を茲に集中することが不充分であるのと、生絲市場が棉花程廣くないこと、生絲に代替性を缺如せること等が横濱取引所をして充分の機能を發揮せしむること能はざる主因を爲して居るのである、而して其主因中の主因たる需用者が取引所を利用せざる一事は單に米國絹業者の力で容易く解決し得る處であるから彼等は自己の利益の爲にも之を利用せねばならぬのである、彼等は取引所の閉鎖論を主張するよりも取引所の利用論を主張した方が如何に容易く彼等所期の目的を達し得るかは明白の事實である。

我輩は屢ば生絲の相場は其産業組織に固有して安定性を缺いて居ると主張して居るのであるが人爲的に之を安定せしむる途は必ずしも無いのでは無い、其一は日本製絲業者が聯合して養蠶より生絲迄の作業に對し其年の情況に應じ適當のマーヂンを定め其以下にては一切之を賣らず然し其値段なれば値上をせずして如何なる需要にも應ずべしと決し之を實行する事である、其二是米國絹業者が聯合して日本の生絲業者をして一定の利益を得せしむる代價を定め其値段を上らず此値段を下らず全需要額を買収すべしと決定し之を實行する事である、是等兩個の場合に日本のコムビネーションが妄りに相場を釣り上げるときは米國の絹業を亡ぼし、米國のコムビネーションが妄りに相場

を引下ぐるときは日本の生絲産業を亡ぼすから何れの場合に於ても其價格は雙方存立し得る程度に公平に之を定めねばならぬ、斯る状態に於て初て日米の間に於ける生絲の利害關係は一つであつて二つでない云ふことが出来るのである、併し之れは理想論であつて實行は到底覺束ない、今日の状態に於ては日本に於てさへも生絲各關係者の利害は一致して居ないのである、養蠶家は繭を高く賣らんことを欲して其繭の値段の爲めに製絲業者が損失を蒙むると否とは顧みる處ではない、製絲家は其製品を可成高く賣らんことを欲して輸出の困難であると否とは顧みる處でない、製絲家は互に自家の製品を高く賣り抜かんことを欲して他の製絲家がどうならうと關する處でない、輸出者は可成安く仕入れんことを欲して製絲家の利害を餘り念頭に入れない、如此く製絲家は獨り己を利せんことを欲し或は己獨り損失を免かれんことを望み自己の製品を巧に賣り抜かんことに頭を痛め極端に云はゞ戰々競々として神經を鋭くせしめて居るから風聲鶴唳にも相場の變動を來し周圍の空氣が凡て安定せないのである、剩へ金融業者は是程大なる産業に對し約參億を超ゆる融通を與へながら當該産業の狀況に精通せぬ爲め之れ又内實は安心して融通するものは少なく多くは同じく戰々競々である、從て自家の回收さへ出來れば他を顧みるに遑がない、此の如く當業者間に利害の協調が行はれないことは相場の不安定を助くる原因の一つで誠に遺憾なことである此點に於て先般ゴールドスミス氏が紐育に於て米國從業者に對して爲したる演説の中には、『吾輩は何時か同業者協調の精神が一層強く發揮され各人自己の爲めにと云ふ代りに全體は一人の爲めに一人は全體の爲めにと云ふ日の來るを望んで已まぬ』と云はれた言葉は我生絲產業者に取つて慥に他山の石である、斯かる

狀況の下にある産業より生ずる製品の相場が安定が出来れば寧ろ不思議と云はざるを得ないが矢張り安定は決して出来ないものである。

乍併價格の安定は何人も希望する處で又全體より通覽して願はしいことであるから我當業者間には此目的の爲めに種々の畫策も試みられて居るが價格安定に就て最も貢獻しつゝあるものは取引所の作用である、斯かることは取引所の經濟的機能を了解するものには極めて明瞭の話であるから冗長くは云はぬが若し取引所がなかつたなら不安定は一層甚だしくなり之に反して需給の關係が取引所に集中するに至らば價格の安定は著しく増加せらるゝことは一點疑ひを入るゝ餘地がないのである、千九百九年六月發表したるニューヨークのヒュース委員會の報告にも『商品に關する取引所の投機は價格を安定せしむる力がある投機取引がなければ價格の激烈なる變動を免れざる商品も之が自由に行はるゝ爲めに其變動は緩和せられ且つ比較的無害となるを常とする』と斷案を下して居る、我輩は絹業協會の諸君が此の報告を一讀せられたら蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあるだらうと考へる。

以上は取引所に關する大體論であるが米國絹業團の提案に對しては左に一々の項目に就て意見述べて見たいと思ふのである。

(一) 直接絹業に従事する會員に限り取引を許すこと

(二) 實際の賣買に基礎を有する取引のみを行はしむること

横濱取引所は會員組織でないから會員にのみ取引を許すと云ふことは文字通りの適用は出来ない

が、丁度會員に該當する取引員に限り賣買を許してあつて取引員は固より當業者であるから之に付ては問題はない、夫故實際は是等取引員を通じて賣買を委託する本人か當業者に限るべきや否やと云ふことが問題となるのであらう、是等の本人を當業者に限ると云ふ制度は他國にも餘り類例がない様である、例令斯る制限を設けるとしても誰れが當業者であるかを判明することは随分困難である、一例を挙げれば綿絲業者にして從來一捆の生絲も取扱つたことのない者が急に思立て生絲の商賣を爲さんと欲し先づ取引所に於て百捆の生絲を買付けたと假定すれば、此買手は當業者であるや否や而して其買付けた生絲は其後相場が昂つたら引取るよりも處分するを利益なりとし之を轉賣した場合には其取引は實際の賣買に基礎を有するものなりや否や、是等は相當議論のある處であらう、而して其取引者が綿絲商でなくして銅鐵商であつたら問題は更に入釜しくなるであらう、乍併斯ることを一々詮議立することは不可能であるのみならず強て之を爲せば取引所の賣買を甚しく困難ならしめ取引所を必要とする趣旨に背戾するのであるから斯ること迄立入る必要はないのである、只茲に問題とすべきは始めより毫も實際の賣買を爲す意思なく差金收得を專業とする所謂バックセッションと稱する者である幸にして生絲取引に關してはバックセッション又は之に類似のものは未だ其弊害は甚しくはないが、斯るものは將來共に其出現を豫防する精神を以て排斥したいのである、思ふに米國絹業協會の希望も茲に存するのであらう、世間には取引所の機能論より立論して取引所は實物投機兩様の需給を喚起集中して出來得る丈け市場を廣くし、一は之に依りて大量の取引を圓滑簡便ならしめ、一は之に依りて公定相場を定むるが其目的であるから如何なる投機も斷じて排斥

すべきでない」と主張する者もある、現に先年獨英米等で取引所調査委員を設け根本的に取引所に關する諸問題を研究したる際にも此問題は充分に討議せられ可否兩論とも聽くべき主張が多かつた様に記憶して居る、或は純理論より云つたらそうかも知れない、併し此は取引所のみを見て世間を見ない議論である、取引所に投機賣買を排斥することは不可能であり又決して排斥すべきものではないが其は無制限に主張すべき議論ではない、元來取引所に於ける取引は實物に始まりて投機に終ることあり、投機に始まりて實物に變ずることもありて此間に限界を置くことは不可能であるから此意味に於て投機を排斥することは不可能であり若し強て之を爲せば取引所の設立の精神に矛盾することとは明かである、乍併取引所が投機を公許する制度を惡用して投機の尤も弊害ある處換言すれば法律の禁ずる賭博と殆んど擇む處なき行爲を取てし公衆を驅つて此惡弊に染ましめんとするが如き、又實際の取引を爲すの意思なく只差金の收得を目的とし併も之を專業とする所謂バックェットシヨップの投機迄も寛容すると云ふ事は斷じてないのである、故に我輩は此種の投機は極力排斥すべきであると信するのである

原來米國絹業協會が斯る主張を爲すのは事實上の誤解が絡んで居ると思ふのである、一昨年頃であつたか同協會の機關雜誌中に横濱取引所は株式組織であつて壹株でも株主となれば自由に取引所に於て取引が出来るのであるが斯る不都合は禁せねばならぬと論じた事があつた、眞逆今日では斯る誤解に陥て居ようとは信じないが取引所の賣買を常業者のみに限りたいと云ふ主張の根本には斯る誤解の幾分かは原因を爲して居ると見ねばならぬ、更にもう一つ原因は米國の取引所がバックェッ

トシヨップの弊害に苦しんで居る事である、丁度横濱取引所と比較對照すべき紐育の棉花取引所でも又は生産品取引所(プロデュースエクスチェンジ)でも會員組織であつて取引所内に取引を爲し得るは會員のみであるが、其會員は恰も我國の取引員の如く他人の注文を受けて之を上場せしむることが出来るから是等の會員はバケットシヨップと取引を爲してはならぬと云ふ嚴重の規定を定款に掲げて居るのである、今棉花取引所の例を挙げれば定款第八十二條に左の通り規定して居る。

常所會員が或團體、商店又は個人にして眞實買賣受渡の意思なく棉花相場の變動に由り差益を得ることを營業とするものと利害關係を有するか、又は共同して業務に従事するか、又は其代理人となるか、又は情を知つて是等のものゝ注文を受け、或は前記の如き業務を營み、又は營むことを許容するバケットシヨップ又はモグリ取引所の會員たるか、又は自己又は他人の爲め直接間接に是等のものより注文を取り、又は之を執行し、又は是等に注文を出し、之を當取引所に賣買する場合には其行爲は取引の正義公平を主義とする所以と相容れず當取引所の會員たる價值なきものと認め告發に原き理事會に於て有罪と決定したるときは會員を除名す

生産品取引所定款第二十二條も之と全然同一の規定である是等取引所が定款に如此く嚴重の規定を置くは畢竟米國に於てバケットシヨップの弊害に堪へないからである、此規定は云ふ迄も無くバケットシヨップとの取引を禁ずるの規定で營業者以外の者の取引を禁ずる意味ではない、營業者以外の取引必ずしもバケットシヨップの取引ではない事は勿論である、米國に於ては如此き嚴重の規定があるに拘らずバケットシヨップを完全に防止することは殆んど不可能であつて此種の

取引が種々の方法で行はれて居ることは公然の事實である、例へば紐育の株式取引所にも之と類似の規定があるに拘らず會員たる仲介人とバケットシヨップの取引は中々盛であつて其弊害が顯著なる爲め裁判所の干渉も加はり旁之が廓清を期する爲め昨年の夏頃は等の仲買人の征伐に取係り一時に十七人の仲買に停止を命じ之が爲に客先に千參百萬弗の損失を負はしたことがある、即ち米國に於ては取引所はバケットシヨップの弊害には苦み抜いて居るから、米國絹業協會が從來橫濱取引所を見たる目を以て考ふれば米國でさへ如此きであるから況んや始終投機にのみ没頭するものと彼等の眼に映する橫濱取引所に於ては必ずやバケットシヨップが跋扈しつゝあるものと想定して斯る抗議を申出たのであらうと思はるゝのである。

此點が根本的の誤解である橫濱取引所の取引の八割以上は實物に基礎を有する當業者の取引で其他純粹の投機取引と目すべきものは二割を出でないのである此二割の中にはバケットシヨップ又は之に類似の取引を含んで居ることは疑ひない、然し乍ら我國の取引所賣買中バケットシヨップの弊害の最少ないものは生絲取引であることは何人も疑ひを容れない、橫濱取引所を論ずるものは常に此の事實に立脚せねば決して其真相を得ることが出来ないものである、我國に於てはバケットシヨップは刑法及取引所法に於て嚴重に之を取締つて居る、而して橫濱取引所の定款又は業務規程に於て之が取締規定なきは一は前記諸法律の規定が援用せらるゝのこ一はバケットシヨップの弊害が米國の如く甚しくないからである。

橫濱取引所に於ては免許を受けたる取引員のみが取引を爲し得るのであるが是等取引員が委托を

受くる本人に就ては別に何等の制限もない、乍併バックエットシヨップとの連絡を爲せば法律の制裁を蒙るから其制度は米國の定款の規定に比して遙に有効であるのみならず、是等取引員は自己の利益を保護する爲め又取引所は取引の品位を向上せしむる爲め互に相戒めて賭博的投機を排斥して居るから其結果は却て米國の制度よりも良好であることを疑はぬ、米國絹業協會が其真相を觀破することを得たならば彼等は必ず我輩の主張に對して首肯するであらうと思ふのである。

(三) 毎日決濟を行ふこと

(四) 契約の履行を強制すること

我取引所の決濟に關する組織は米國の取引所の夫れと同一でない、米國では取引所に決濟の責任はなく夫れは賣買營業者の間にのみあるのであるが、清算取引に於ては賣買の相手方は一定して居らぬから是等の相手方に代つて決濟の手續を爲すものが必要である、茲に於て取引所以外に信託組織の決濟機關がある、乍併是等の決濟機關は日本の取引所の如く履行の保證に當らぬから多額の資本を必要としない、大抵は僅々數萬弗の資本にて經營して居る、從て其決濟に遺憾なからしむる爲め清算期間中毎日其日々の相場に引直して損益の計算を付けて行き結局最後は受渡日の相場にて決濟が出来るのである、毎日の決濟を必要とするは之が爲に外ならぬ然るに日本に於ては取引所自身が決濟の責任に當らねばならず又取引所の全財産を以て其履行を保證するのであるから其間に大なる相違がある、而して取引所は當事者に對して此保證に任ずると同時に證據金を取立つる權利があり殊に相場の變動によりては追證據金増證據金を取立つる權利があるから是等の證據金は丁度米

國に於て毎日決濟を爲すと同一の働をなし、加ふるに取引所の保證があるから其履行の強制は完全に出来るのである、従て米國の如く毎日の決濟を必要とせず又履行の心配を爲すに當らない。

(五) 取引單位を引上げ證據金丈けにても取引者に非れば支出せざる位の額に改むること

取引所の賣買單位を引上ぐることは取引改善の一法である云ふ主張は外國にも共鳴者がある、其理由とする處を聞くに、現時の橫濱取引所に於ては賣買は當業者以外に小口の賣買取組により輸贏を爭ふ小投機者流が主として跋扈跳梁し當業者が實物の掛け繋ぎを目的として定期を利用せんとするも市場狹小にして適當なる出合を得ることが困難である、之を匡正するには取引單位を引上げ之によりて小投機者を排斥することが最も肝要なれども之を斷行すること能はざるは、畢竟その爲に出來高を激減し取引員及取引所の收入を大に減ずるの懸念ありと見らるゝが爲である、抑も定期相場の高低が實物相場と相副はざるは是等の小投機者流が小口の取引を以て妄に人爲的相場を演出する爲め大口取引を希望する當業者が出動を躊躇するが爲に外ならぬ、故に取引所をして眞の機能を發揮せしむる爲には先づ取引單位を高めて小投機者を排斥することが必要である云ふのである、少數ながら輸出業者の中にも又製絲業者の中にも此説を主張するものがある、米國絹業協會が之を主張する理由は右と同様であるや否やは明かならざれども此説は蓋し左の論據に原くものである。

(一) 橫濱取引所ノ現在ノ取引ハ主トシテ小投機者ノ賣買ナルコト

(二) 取引單位ヲ引上レバ小投機者ヲ排斥シ得ルコト

(三) 横濱取引所及取引員ハ小投機者ヲ抑壓スレバ出來高ヲ減ズルノ結果トナル故之ヲ敢テセザルコト

(四) 小投機者ハ妄ニ人爲的相場ヲ作爲シ之ガ爲ニ定期相場ト實物相場ト相副ハザルコト

(五) 小投機者ノ跋扈跳梁ノ爲ニ大手筋ノ營業者ハ市場ヨリ遠カルコト從テ市場ハ狹隘トナリ實物ノ掛ケ繋ギノ作用ニ不充分ナルコト

以上の議論には事實の相違もあり理論の矛盾も少くないのである、左に簡單に之を述べて見やう(第一)現在の取引は多く營業者以外の投機者流の取引であると斷定せらるゝが之れは既に述べたる通り事實でない、實際賣買の大多數は掛繋ぎと思はるゝ、營業者の賣買である而して其他の賣買は直に營業者以外の取引と斷定は出來ないが周圍の事情より判斷して左様であらうと思はるゝものが全體の貳割を出でない、此内には全然投機の目的を以ての賣買も相當あることは疑ひない、併し乍ら全體の約八割以上は營業者の取引である、大なる製絲業者輸出業者にして當取引所を利用するものが漸次増加するのは理の當然であるが其實況を公にすれば或は世人は豫想外に感ずるかも知れぬ位に營業者の取引が多いのである(第二)單位を引上ぐれば小投機者を排斥することが出來ると云はるゝが投機を目的とする者は常に證據金丈けの計算を爲し賣買價格の全額を勘定に入れぬから單位の引上げは餘り大なる影響ではあるまい、但し幾分の抑壓は出來るが之が爲めに投機を中止するものは比較的少ないと見なければならぬ、且つ又之を中止せしむる丈けの引上を爲せば實際の取引を害する結果となる(第三)若し取引單位を引上ぐれば實際の出來高は大に減じ取引員も取引所も共に收入を減ずるから舉て引上げに反對すると云はれるが之れも事實に相違するのである、例へば昨年取

引所に於て各關係營業者を集めて委員會を設け取引改善の一法として此點を討議したる際に取引員中にも又取引所の當局者中にも引上げ賛成者があつたのであるが單位の引上げは何等改善に資するものに非ずとの議論が多數を占めて之を決行せなかつたのである(第四)小口投機者の賣買に因りて人爲的に相場の昂低を惹起し其相場が實物の相場と副はぬから生絲の價格に騰落の多いのは取引所の投機に原くものであると云ふ事は只驚入つた議論と云はねばならぬ、實物相場と定期相場とは時と場合により實物がリードする事あり定期がリードする事あれども此兩者は常に形影相伴ふて不即不離の間にあることは過去の事實が證明して餘りあるのである、吾輩は論者に反問したきは何時此の二の相場が天地背反したる實例あるやと云ふことである、或は云はん實物は下る筈がないのに定期の影響で下つたのであると、然れども實物の相場は定期の相場に支配される譯はないのである、若其間に何等かの關係ありとすれば實物取引者の心理狀態が定期の結果に影響せらるゝに過ぎない而して斯る影響を受くるは實地取引者が定期取引者と同様相場は下るであらうと云ふ下心があるからである、若し然らずして相場は上ると考ふるものが多かつたならば直に引返すは明かなことである、吾輩は物價を人爲的に上下せしむることが絕對に出来ないとは云はない、例へば買占を行つて成效すれば人爲的に相場の變動を引起すことが出来るのであるが、生絲の如き大量高價の商品は小口投機により買占杯を企つことは出来ず又そう容易く人爲的に相場を狂はせることが出来るものでない、若し出来れば陶朱猗頓たることは何人にも容易であるが儲實味そう行かぬことは餘りに自明の道理である、只世人を誤らせたくないことは取引所に於て僅少の賣により激落の相場を作り出

す場合であるが、之れは必ず其背後に下げたる相場にて無限の賣物が待つて居る場合である、乃ち下げ相場に買向ふものがないのは斯る事實が存在して居るからである、此事實を無視して僅少の賣物で相場を崩した様に考へるのは餘りに目の見えぬ話ではないか、若し然らずして下る理由がないに無妄の賣を試むるは猛然として買向ふものが出来て如何に相場を下げんと試みても斷じて成功せぬことは勿論である(第五)單位が低く小投機者が跋扈するから大口の當業者は出動せないものであると云ふ説は之又甚だしく了解に苦む處である、大手筋が現實の商況に基きて出動すれば小投機者は提灯を付ける位はあらうが之に反對する者の屏息することは明かなる事實である、譬ひ屏息せぬにしても大手筋が彼等の爲に惱まざるゝ理由は斷じてないのである、云ふ迄もなく單位は最小限度の定めである、如何に大なる取引を爲すも最大限度には制限がないから大手筋が大口の取引を爲すことは全然自由である、若し大手筋が取引所に於て大口取引を盛にして市場を廣くする希望があるならば夫れが小口の投機者の爲に妨げらるゝと云ふ理由が何處にあるか、單位引上論者は小取引者が退けば初めて大手筋の活動が出来て取引所が眞の機能を發揮し得るの時が來ると云ふて居るが、若し假りに小投機者が實物相場と背馳する相場を出現せんと試むるならば實物取引に根據する大手筋が出動すれば彼等を倒すことは鎧袖一觸ではないか、何處に小投機者が逆手を打ちながら大手筋を苦め得ると云ふ道理があるか實に了解し難き議論である、之に反して取引所に大手筋のみが活動し取引所に起る需給の範圍を甚しく狭めて大手筋がコーナ一の如き手段に出たらばそれこそ之を喰止める力が甚だ薄弱となり人爲的相場を出現する機會が却て多くなる許りである、之が昨年の委員會に

於て單位引上に反對したる主要なる理由の一であり又米國のヒュース委員會杯も明に之れと同一の決議を爲して居るのを見ても明瞭である。

原來單位の引上杯は左して重大な問題でない、取引所の當事者も取引員も一般當業者が舉て希望するなら何時でも引上げに同意はするが、實際此引上論は必ずしも多數の希望ではない、故に一は從來の慣例を尊重し、一は地遣絲の取引者の如き小口の掛繋ぎや取引を希望する者の便利を計り、一は相場が少數の大手筋に左右せらるゝが如き懸念を防ぐ等の爲に、現在に於ては單位引上論に反對する説が多きことは先般の會議で明瞭である。

結 論

之を要するに生絲相場の不安定を醸すものは取引所であると云ふことは一種の僻論に過ぎぬ、又現在の取引所には改善を要する點は多々あれども絹業協會の提案の如きものは何等の改善の助けにならぬ、眞に横濱取引所の機能を發揮せしむる爲には絹業者全般をして能く取引所の經濟的作用を了解せしめ各自の利益の爲に遺憾なく之を利用せしむるにあるを第一義とする、乃ち生絲の供給者も仲次商も輸出商も將た内外の生絲需用者も悉く茲に其需給を集中せしめ之より生ずる實物投機一切の取引を渾然融合せしめて如何なる大量の取引も自由に之を行ひ得ることによりて始めて其目的を達し得るのである、取引所が當業者に取つて必要なるは全く之が爲である、而して取引所の改善は必ず之を標的とせねばならぬ、之が爲には取引所の財政を鞏固にして履行に對する最後保證の責任を全ふせしめ、取引員の信用を高めて其第二保證を確實にし、客先を撰擇して履行の第一保證を

誤らしめざるが要諦である、之に加ふるに實際相場の高低に應じて適切なる證據金徴收制度を定むること、可成手數料を低減して取引の費用を最少限度に止むること、市場取締の機關をして機宜に適したる公平の處置を取らしむること、當業及一般經濟に關する情報を蒐集して正當なる相場の公定に資すること等は何れも取引所に必須の要件なるが故に、若し取引所の施設にして是等の要件に適合せざるものあれば之に適合せしむる様にすることが乃ち改善の要義である、取引所の目的は株式組織たる我國の取引所でも會員組織たる米國の取引所でも同一であるが、此の兩者の施設は組織の相違と強制擔保の有無とによりて其間に自ら相違があらねばならぬ、絹業協會の提唱改善案採も一は此相違を混同した爲め當を得ざる議論が出来るのである。

商品の取引には清算實物の兩様ありて之を併せて始めて取引の全部を包含するから取引所の取引にも此二様の取引を必要とする、尤も此の二の方法は其目的を異にして居る、清算取引は所謂の商品取引の保險作用を爲す掛繋と公定相場を建つことが主眼である、而して清算取引は可成多量の商品を上場するに適せしむる必要上必ず格付賣買であるから實物取引には適當しない、而して生絲の取引には實際の受渡を爲す賣買が無論必要であるから實物市場も又缺く可からざるものである、今日横濱市場に於ては取引所は只兩算取引のみを取扱ひ、實物取引は全然取引所外に行はれて居るから此實物取引をも矢張り取引所に於て行ひ得る様になれば始めて取引所は完全の機能を全ふし得ることになる譯である。

今日行はれて居る實物取引には二つの方法がある、第一は製絲家の製出したる製絲を賣込商を經

て輸出商に賣込むのであるが、賣込商は自己の手許に保管する委託品に付き輸出商と商談を爲し、品質及値段につき豫約が出来れば賣込商より輸出商の許に其商品を送附し、輸出商は自己の検査機關によりて之を検査し之れに合格したる場合に於てのみ契約を履行するのである、此制度は賣買當事者以外の第三者の検査によりて品質の決定を爲すに非ずして當事者たる買手の検査によるのであるから時としては其決定は賣手に不利なりとの非難もある、又引込と検査決定迄には相當の時日を要するから其間に相場が下れば自然と検査は嚴重に傾く嫌があり得ると云ふ苦情も時に耳にする事がある、又買手から見れば外で拒絶せられた生絲に多少の工夫を施して持込む賣込屋があるから中々油斷が出来ぬと云つて居る、又自分が買ふものは自分が使用するのではなく更に米國に於て實際の需用者に之を賣渡し而して其賣渡に付ては何時迄も品質上の全責任を負はねばならぬから横濱に於て他人の爲した品質検査に依頼して買入を決定する譯には行かぬと主張する、此の如く此取引方法は随分錯雜して居るから從て色々の苦情も起り易い様である。

第二の方法は輸出商が信頼する製絲家と特約し其製造にかゝる或る特殊の商標の生絲は出來次第殆んど無検査にて引取ることである、之れは製絲家と輸出商との間の絶對信用に基くもので前の方法から見れば進歩した取引であるが、是等の品は米國に於て又殆んど無條件に引取る絹業者があるから畢竟斯る取引が出来るのである、大部分の生絲が斯る方法によりて取引せらるゝ様になれば生絲取引の苦情も大に減少せらるゝであらうが乍遺憾此方法によりて取引せらるゝ生絲の量は極めて僅少であつて大部分は第一の取引方法によるものである。

原來實物取引にしても統一的市場による取引方法が尤も合理的であり結局關係者全體の利益であることは明かである、凡ての賣物と凡ての買物とを一處に集め自分の賣物に對する買手は凡て其處に集り自分の買物に對する賣手は凡て其處に集ることによりて始めて合理的の取引が行はれ得るのである、尤も世の中の實際の狀況より見て凡てが斯く理想的に行かぬことは勿論であるが可成此理想に近き方法を講ずることが必要である、之れが今日の市場とか取引所とか云ふものの發達した所以である、故に商品の取引は先づ取引所によらしむることが現代に於て尤も進歩したる方法であることは疑ひない、之れに聯關して我輩は先般ニューヨークに於て爲されたるゴールドスミス氏の演說中横濱取引所に關する一節に就て一言したいと考ふる、氏は曰く

『我輩の横濱取引所に對して述たることは極めて誠實好意の勸告である、然るに我輩の所説は全然無識に原くものであると云ふ非難は聊か忍入つたことである、或はそうかもしれぬ、併し我輩は矢張物々交換の原始的規則に従ひ誰でも人は自己の要するものを之を要する時に買ひ、又誰れでも持つて居るものだけ賣ることが結局勝を占むるものであると信じて居る、我輩は投機と之に伴ふ弊害とを併て棄てたいのである、我輩は昔の一週間も前に何時でも要する品を買ひ得て此先どうしやうと云ふ様な心配のない時代を戀しく思ふのである。』

我輩は同氏を始め絹業協會の勸告は常に好意的であることを毛頭疑はぬ、さればこそ此方よりも極めて但懐に又有の儘を答へて眞面目の應答を爲し彼我の間に事實の真相を明にしたいと力めて居るのである、乍併同氏の希望して居る様な取引が今日の入込みたる經濟組織の世の中に果して行はれるであらうか、己が買はんと欲する時に果して適當の賣手を見出し、己れが賣らんと欲するときに

果して適當の買手を見出すと云ふ問題は如何にして解決するであらうか、此解決の爲に數百年の經驗を重ね人智の最善を盡して生み出したものが乃ち現代の市場又は取引所の組織である、これこそ自然の必要に迫つて生れた制度に外ならぬ、斯る事情を顧みず一足飛にバーター主義に逆戻りすることが出來様とは想像されぬ、我輩は矢張り實物も市場又は取引所によりて取引せらるゝことが現代に於ける最善の歸着であることを疑はぬ。

以上の取引は取引所以外の取引であるが、横濱取引所には清算取引と並んで實物取引を場内に行ふの可否に就て目下委員會を設けて研究中である、若し場内に於て實物取引を行ふとなれば其方法は二つある(一)は現に第二の方法に依つて取引を爲し得る生絲を個々別々の商談によらず取引所に上場せしむることである、夫れは是等生絲の製絲家が進んで其賣買を取引所に懸くることに因つて其目的を達し得るのであるが夫れには斯くすることが製絲家に利益であらうと思はるゝのである、(二)は取引に便利且つ必要なる方法を定めて横濱生絲検査所をして検査格付を爲さしめ證票を附し及適當なる方法によりて抜き取りたる見本を附し、之によりて肉眼検査を行はしめ、此二つによりて當業者間に賣買を決定せしめて取引を結了することである。

此の(二)の方法は理論上は結構であるが一つには生絲検査所が果して右の要求の如き検査方法を見出し得るであらうか、其検査によりて等級格付を決定し得るであらうか、等の問題が解決せらるゝ迄は實行困難である兎に角今日迄行はれて居る賣買方法を變更することは容易の問題でない從て取引所内に實物取引を開始するは容易の問題ではない現に製絲家問屋中には賛成もあるが輸出商は

反對して居るのである、委員會は徹底的に其研究を遂げたき希望を以て調査を繼續して居るから不遠決論を發表し得ると信するのである、但し取引所の機能を完全にするには清算實物兩市場を併せて經營するにあることだけは疑ひない、橫濱取引所は改善の方法として此點も切實に考慮して居るのである。

現在生絲の取引方法に就ては其他云ふべき問題は澤山あるのであるが多くは大局に關係なき問題であるから之を略する、併し茲に云はねばならぬ重要な問題が二つある、其(一)は米國に於ける生絲代金の決済問題である、橫濱では生絲の取引は凡て現金である、生絲取引方法中には非難すべき點もあるが稱揚すべき點も鮮くない、就中尤も進歩したる點は此現金取引である、之が爲に取引を圓滑ならしむる働は蓋し鮮少でない、然るに紐育にては四ヶ月拂である爲め輸出商は橫濱紐育間の輸送日時と併せて約五ヶ月の金融を獨りで負擔せねばならぬ、之れには云ふ迄もなく金利と危険率とを負擔せねばならぬ、而して斯る負擔は何人に歸するに拘らず多くの場合に於て實際の必要以上となる傾向もあり、旁取引を不圓滑ならしむるのみならず絲價を昂騰せしむることと少なくない、之れは生絲取引改善を主張する米國需用家の第一に研究せねばならぬ問題である、其(二)は米國に於ける取引が受渡によりて品質の責任を限界せぬことである、乃ち生絲を引取りし後撚絲となしたる場合又は甚だしきは染織後でも品質に缺點あれば引換又は賠償を要求し得るのである、輸出商は米國に於て斯る重大なる責任を負擔すればこそ橫濱に於ける賣買に付て自己の手による嚴重なる検査が必要なりと主張するのである、事實斯る責任を履行する爲に輸出商は賣價の何パーセントを之に

當て置かねばならぬが外間より窺知する事は出来ないが彼等を苦むる事は蓋し僅少でないと思はる、買主は一見斯る特權を得て非常に便利の様に思はるゝが能く考ふると之れが爲に必ずそれ丈け又夫れ以上の高き價を拂はねばならぬ事は勿論である、實際斯る慣習は他に多く類例がないのみならず之が爲取引の不圓滑を醸すことは蓋し意外であるから米國需用家の全體の上より考ふれば斯る方法は撤廢して取引の改善に資する方が慥に利益である、勿論撤廢によりて日本の商人が不當の利益を得ること杯は競争の盛んなる今日絶對に出来る譯がないから詰り夫れ丈け値段が安くなるのである、之れが爲に何人も損せず又何人も不當の利益を得ずして取引を圓滿ならしむることとなるのである、是等改善は直に其反影を一般生絲取引に及し従て取引の改善等にも資する處少なからず當業者全般の利益であるから此點は米國需用家の三省すべき處であらう。

米國需用家の要求する品質改善の問題は我製絲家及養蠶家の眞摯なる研究を必要とすること勿論である、吾輩は此問題が久しき以前より米國に於て強く唱へらるゝに拘らず果して如何なる程度に於て日本の生絲産業に反響を與へて居るかを考へると吾人の責任の寧ろ大なるを感ぜねばならぬ様な氣がする併し吾輩の議論は取引問題に限定する考へだから夫等の問題には及ばぬが、我當業者は今回米國絹業團の視察によりて大に反省すべく又之れによりて大に裨益せらるゝことを希望して止まぬのである。